

2000年3月22日

ローランド株式会社

大阪市北区堂島浜一丁目4番16号

## 大型電子楽器の輸送梱包を再利用可能にする 「リターナブル・パッケージ」 導入・開始のお知らせ

ローランド株式会社（社長：檀克義、<http://www.roland.co.jp> 資本金：92億73万円）は、電子ピアノ、電子オルガンといった大型楽器の梱包材を、従来一度だけの使用で廃棄されていた発泡スチロールとダンボールによる梱包材から繰り返し使用可能な「リターナブル・パッケージ」へ変更し、年間約200トン以上の廃棄物低減を目指します。

地球環境保護のため、「省電源」「リサイクル」「ゴミ減量」への動きは急速に活発化しております。わが国でも2000年4月より「容器リサイクル法」の本格施行、さらには2001年4月「特定家電機器再商品化法（通称、家電リサイクル法）」の施行などが予定されています。

ローランドではこれに先立ち、再利用できる「リターナブル・パッケージ」を開発、昨年春より試験運用を重ねてまいりましたが、電子楽器業界において、いち早くこうしたリサイクル・システムを導入し、地球環境保護に貢献すべく、この春より本格的な導入を開始いたします。

### ■概要

複数回使用可能な耐久性のある素材で作られたパッケージにて、電子ピアノなど大型製品を当社工場より出荷。お客様宅にて製品本体を納入後、パッケージを当社工場まで回収し、再利用いたします。

### ■対象製品／開始時期

ローランドピアノ・デジタル / 2000年発売の新製品より順次実施

\* 2月末発売の新製品より実施を始めています。

ローランド・オルガン / 2000年4月より実施

\* 対象機種名：ミュージック・アトリエ・シリーズ(AT-20R,AT-30R,AT-60R,AT-80R)

## 参考資料

## 容器包装リサイクル法

1997年4月施行。事業者および消費者の責務として「繰り返し使用することが可能な容器包装の使用、容器包装の過剰な使用の抑制などにより、容器包装廃棄物の排出を抑制するよう努めなくてはならない」と謳っています。現在は、食品、飲料などのPET、ガラス容器を対象に家庭ゴミの減量、リサイクルを主目的としていますが、2000年4月からは紙やプラスチックも対象になり、今後対事業者や対象品目を拡大する方向にあります。

## 特定家庭用機器再商品化法（通称、リサイクル法）

2001年4月施行。冷蔵庫、テレビ、エアコン、洗濯機の廃家電製品を販売店が消費者から引き取る。また、メーカーが販売店を経由して引き取った製品について、一定割合以上リサイクルすることが義務づけられます。施行当初の対象品目は上記4品目ですが、他の家電製品やパソコンなどのOA機器も順次追加される見込みです。

---

報道関係の方のお問い合わせは、下記にお願いいたします。

ローランド株式会社 広報室 室長 佐藤 知雄  
渡辺 徹

〒530-0004 大阪市北区堂島浜1-4-16

TEL:06-6345-9806 FAX:06-6345-9792

E-mail:koho@roland.co.jp